



日本ICOMOSフォーラム
 英仏版の比較検討から読み直す
 ベニス憲章の意義
 ～その採択から60年を迎えた日本の実践～

文化遺産の保存と修復の国際規範として1964年に採択されたベニス憲章（記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章）は、文化遺産が多様化し、SDGsの文脈に位置付けられ、文化による国際交流が広がる等する中で、益々重要性を帯びています。しかし、日本ではあまり良く知られていません。

日本ICOMOS国内委員会憲章小委員会では、2022年10月よりベニス憲章を仏語版（原文）と英語版とで読み直し、日本語訳のわかりやすさの向上を図る作業を行ってきました。

既存の日本語訳は英語版からのものです。今回、仏語版から日本語訳を作成・比較すると、「ベニス憲章は厳しいもの」とするこれまでの認識とは異なり、その実践は固有の文化や伝統の枠組みの中で各国に委ねられていることがうかがえました。

フォーラムでは、憲章小委員会の作業成果を報告し、今後の日本におけるベニス憲章の意義とその実践について考えます。是非、御参加下さい。

お申し込みはこちらから
 （定員になり次第締切ります）

<https://forms.office.com/r/yBV9bbx00N>



2024年

参加無料

8月31日（土）

13時30分～16時40分
 13時より受付開始

京都アカデミア
 フォーラムin丸の内
 新丸ビル10階 千代田区丸の内 1-5-1



三菱UFJ信託ビル向い、駐車場入口側オフィスエントランスから建物にお入りください。

主催：日本ICOMOS国内委員会
<https://www.icomosjapan.org/>

プログラム（一部に変更が生じる場合があります）

時間	内容等（御氏名並記の場合は五十音順、敬称略）
13:30-13:40	開会 開会挨拶（岡田保良） 開会挨拶（藤井恵介） 総合司会：川津彩可
13:40-13:55	趣旨説明（益田兼房）
13:55-14:30	作業成果報告（佐藤桂、内藤秋枝ユミイザベル）
14:30-14:45	情報提供ーベニス憲章採択60年における国際社会の議論について（稲葉信子）
14:45-15:00	《休憩》
15:00-16:30	ディスカッションーベニス憲章前文第二段落（仏語版）を中心としてー 進行：下間久美子、脇園大史 コメンテーター：稲葉信子（筑波大学名誉教授） 吉田鋼市（横浜国立大学名誉教授） (1) ベニス憲章の今日的意義について 話題提供① 近現代建築の保存・再生・活用事業における憲章の有効性（田原幸夫） 話題提供② 国際的な視点からみた日本の木造建築遺産保存とベニス憲章（A.マルティネス） 話題提供③ 国際協力における相互理解の構築（金井健） 討議 (2) 日本における今後のベニス憲章の実践について 話題提供④ 保存修理技術者育成の立場から（野尻孝明） 話題提供⑤ 私の内なるベニス憲章（矢野和之） 話題提供⑥ 建造物修理と史跡整備の横断的な理念形成の模索（海野聡） 討議 (3) コメンテーターのコメント
16:30-16:40	統括・閉会（田原幸夫、藤井恵介）

<参考>ベニス憲章前文第二段落の英仏版比較<仮訳>

【英語版】それゆえ、古建築の保持や修復の指針となるべき原則は、国際的な基盤の上で合意し、まとめられるとともに、各国は、それを自国の文化や伝統の枠組みの中で責任をもって適用することが不可欠である。

【仏語版】それゆえ、モニュメントの保存と修復の指針となるべき原則は、諸国共同で明確化され、国際的なレベルで策定されるとともに、その適用は、固有の文化や伝統の枠組みの中で、各国に委ねられることが不可欠である。

第一小委員会（憲章小委員会）ベニス憲章等の日本語訳検討ワーキング・グループ（WG）

藤井恵介（憲章小委員会主査）、益田兼房（WGリーダー）、田原幸夫（WGファシリテーター）、海野聡、金井健、川津彩可、佐藤桂、清水重敦、下間久美子（WGマネージャー）、周嘯林、内藤秋枝ユミイザベル、野尻孝明、増井正哉、Alejandro Martínez de Arbuló、矢野和之、脇園大史

「ヴェニス憲章等の日本語訳検討WG」キックオフ

益田兼房

昨年12月理事会で藤井恵介主査が報告した通り、2022年10月1日、第1小委員会（通称：憲章小委員会）内に「ヴェニス憲章等の日本語訳検討WG」が設置され、10月20日に第1回会合が行われた。

日本イコモスは1999年に海外諸憲章の日英対訳資料集を刊行し、ホームページにも掲載している。しかし20年以上を経る中では新たな憲章等が採択され、現在進みつつある広範な保存事業に照らして、既存のものの意義も再確認する必要がある。

本WGは、文化財保護の規範とされるヴェニス憲章の内容を再度読み解きながら、日本語訳のわかりやすさの向上を図ることを主たる目的とする。成果は報告書等で公表の予定であるが、これが現在の多様な課題への対処に広く寄与できるよう、月一回の会合をもち、密接な意見交換を行っているところである。

1965年に発足した国際イコモスが、その前年にヴェニスで開催された「第2回歴史的建造物に関する建築家・技術者の国際会議」で採択した「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章」（通称ヴェニス憲章）を守るための組織であったことは広く知られている。以来、歴史的建造物や町並み、庭園や遺跡など多分野の文化遺産で、基準となるイコモス国際合意が多数採択され、1972年にはユネスコ世界遺産条約が成立したが、それらの基礎は全てヴェニス憲章とされている。

日本のイコモス国内委員会設置は、1972年の第3回総会で承認され、関野克博士が初代委員長として基礎を築かれた。関野氏は、ヴェニス憲章を起草したガゾーラ博士やルメール博士とも親しかったが、日本国内でのヴェニス憲章の評価は高くなく、数種類の翻訳が併存したままだった。例えば、考古遺跡での復元はパルテノン神殿のように、倒壊現存の石柱の再建をギリシャ語で意味する「アナスティローシス」しか認めないのは、石造建築文化圏の保存手法であり、木造建築文化圏には合わない、などと受け止められていた。

その背景には、既に文化庁の国庫補助による重要文化

財の解体修理事業では、古社寺保存法（1897年）・国宝保存法（1929年）以来、保存手法が確立していた事情があった。現場常駐の「修理技術者」が、詳細な痕跡調査に基づく実証的な復原案をつくり、国の審議会で現状変更手続という客観的批判を経て実施し、それらの経過を含む詳細な記録を修理工事報告書として公開していた。ヴェニス憲章の精神に適合する保存修理手法が、既にありと考えられていたのである。

しかし現在は、地方創生やインバウンド観光政策の下、自治体の「歴史を活かしたまちづくり」に対する関係省庁の支援も充実の途にある。近代以降の煉瓦造や鉄筋コンクリート構造の建築や土木構造物など、文化庁補助によらない歴史的建造物の保存修理活用事例も増え、保存建築家の育成が急務となっている。

その教育課程を京都工芸繊維大学で始められた田原幸夫教授は、東京駅の保存復原修理事業を担当された建築家として、ヴェニス憲章の有効性を確信しておられる。田原氏は、かつてベルギーのルーバンカトリック大学に留学され、そこでルメール教授から直接に指導を受け、ヴェニス憲章の西欧での運用経験がある。しかし、現行のヴェニス憲章の日英対訳版には、用語もふくめ種々の課題があり、教育資料として使えない、という問題を指摘されている。

一方で、全国の城郭史跡での天守閣等、歴史的建造物の復元事業の要求も増加しており、2020年4月に文化庁文化審議会文化財分科会では、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を決定している。これに先立つ19年8月、そのワーキンググループは「天守閣等の復元の在り方について（取りまとめ）」を作成し、ヴェニス憲章第9条を引用し、歴史的建造物の再現、復元的整備等の用語を規定している。

また、世界的な気候変動や日本列島の地震活動期にあって、災害再建でのオーセンティシティを問われたのは、2019年の世界遺産首里城の全焼であった。日本の厳密な木造建築保存修理手法を信頼する国際イコモスやユネスコの価値評価と、国内の史跡価値評価が合致しない状況が見られる。

東アジアの木造建築文化圏にあって、日本イコモスはこの国際規範をどう理解しそれをいかに国際発信するかが問われており、本WGの課題は重い。

右のQRコードを読み込むか、以下でアクセスしてください。

日本イコモス国内委員会ホームページ（「日本イコモス」で検索）



活 動



刊行物



ディスカッション（1）：話題提供概要

近現代建築の保存・再生・活用事業における憲章の有効性（田原幸夫）

40年前にベルギーの保存修復教育機関に留学したことが、私が一人の設計者として近現代建築の保存に関わるきっかけであった。その時に担当プロジェクトの指導者であったルメール教授からベニス憲章について学び、帰国後は日本の近現代建築の保存事業に関わる中で、ベニス憲章をはじめとする国際憲章の精神をいかに実現できるのか、といった課題に取り組んできた。また今まで文化財に関わることが少なかった日本の民間の建築家も、徐々に文化財保存の仕事に関わる機会が増えており、保存理念の理解は必須事項になりつつある。フォーラムでは、こうした民間事業での課題も踏まえつつ、私がいままで自らの仕事の中で取り組んできた活動を報告したい。

国際的な観点からみた日本の木造建築遺産保存とベニス憲章（A. マルティネス）

国際的な文脈で日本の木造建築遺産保存について議論する際、腐朽した部材が取り替えられる点、解体修理が行われる点、修理の際に建物が過去の姿に復旧される場合が多い点、新材による建物の再建が多い点、などが常に議題に上がる。こうした課題について、ベニス憲章の条文と精神に照らし合わせながら検討していきたい。部材の取り替えと解体修理という修理方法は、ベニス憲章では想定されていないが、ベニス憲章の精神と矛盾していないと思える。一方、ベニス憲章では建物を過去の姿に戻す行為が厳しく制限されており、日本の考え方と合致しているとは言い難い。また、近年日本で行われているような、遺跡における建物の再現は、ベニス憲章において禁じられている。このような符合と齟齬の背景について考えていきたい。

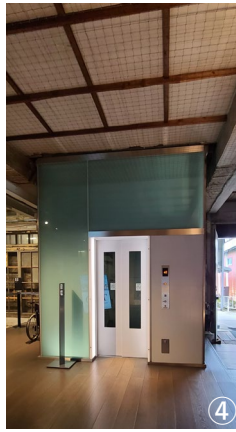
国際協力における相互理解の構築（金井健）

報告者が関わった建築遺産保護の国際協力の事例として、ベトナム、カンボジア、ブータン、ネパールをとりあげる。ベトナムは集落として初めて国家文化財に指定されたドンラム村で行った、歴史的建造物の特定や保存計画の策定に対する調査協力および指定後の歴史的建造物の保存修復に対する技術協力、カンボジアはアンコール遺跡の保存管理組織であるアプサラ機構と共同で実施したタネイ寺院東門の解体修理、ブータンは内務省文化局と共同で実施している民家建築の文化財的価値の評価と適切な修理および活用方法の調査研究、ネパールは、震災復興の多国間協力の一環で行ったハヌマンドカ王宮アガンチェン寺の復旧工事、について概要を報告する。

ベニス憲章を通してWGで議論した、あんなこと、こんなこと (1)



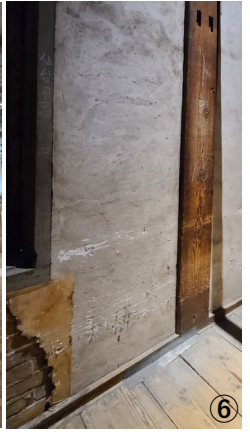
①



④



⑤



⑥



②



③

富岡製糸場西置繭所(国宝)は、明治5年建築時の外観を時代を通じて良く留める【①】。一方、内部は使い方に合わせて改造されてきた。平成18~26年度の保存修理では、最大の生産量に至った昭和49年頃の姿に内部を復しつつ、1階は構造補強用鉄骨を利用したガラス間仕切りのハウス・イン・ハウスとして、ホワイエやホール等が設けられた【②】。2階は大空間がそのまま公開展示されている【③】。既存の天井を痛めることなく簡易リフトも設置された【④】。壁や柱等に残る下張りの新聞や荷運び時の擦り傷、メモ書き、落書きはそのまま見せられている【⑤⑥】。国内の保存修理では、ベニス憲章の相当部分が実践されている。復原の必要性・正当性の説明は今後どう充実し得るのだろうか。(写真:下間久美子)

ベニス憲章を通してWGで議論した、あんなこと、こんなこと (2)



写真はブータン王国パロ県に所在するリンブンゾンである。チベット仏教の影響を強く受けるブータンでは、僧院の壁画や装飾物等について、修理・修繕しながら継承するよりも、新しく作ったほうが功德が高まるとされる。日本でも有形文化財と有形民俗文化財の間には保護の考え方や取り扱いに相違点がある。2004年に日本で開催された国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護」では、有形遺産に適用されるオーセンティシティは、無形遺産を認識・保護するには適切ではないものの、両者は相互に依存していることから、その統合的アプローチが必要とされた。遺産の持つ多面的な価値に考慮する必要性から文化的景観という概念も生まれた。急速に変化する現代社会において、文化遺産の保護もそれに対応して変化している。モニュメントのみならず、保存や修復という行為自体を、私たちは次の世代にどのように伝えていくことができるのだろうか。(写真:金井健)



ディスカッション（2）：話題提供概要

保存修理技術者育成の立場から （野尻孝明）

重要文化財に携わる修理技術者は育成の過程で「養成教育」を一律に受講する。その中でベニス憲章に触れるのは、講義の一コマだけである。今回の訳し直しの議論においても「ベニス憲章は保存修理の現場で参照されていますか？」と問われたことがあったが、それはまずない。技術者は初任者の時期に「教養」として学ぶだけだ。しかし、それにも拘らず大きな問題を聞くことがないのは、従来の日本の保存修理の考え方が、ベニス憲章と干渉するところ少ないことと、憲章はマニュアルではないからだだろう。だが、現場で適切な保存が行われることと、国際的な憲章について知見があることは別だ。閉鎖された素屋根の中には、洞窟のごとく奥深い世界がある。中に居ただけでは気づかないが、自分たちの居場所をよく知ることで、個々と全体の成果の向上が図られることだろう。

私の内なるベニス憲章 （矢野和之）

私は、大学1年の時から古民家の調査に携わり、その後デザインサーベイで集落調査、日本の石造建造物の研究、昭和初期住宅の研究など幅広く携わる中、研究と保存実務の両立を目指し、文化財の修理の世界に入った。史跡、建造物を問わず、保存修理や保存整備等の設計監理には、常に緊張感が求められる。それは一步間違えれば、価値の棄損に繋がる行為となるからである。特に修理設計では価値のありようを常に意識しておく必要があるし、伝統技能と最新技術の習得も必要である。つまり、個人個人の内なる保存倫理の確立が必要といえる。私の過去の経験をベニス憲章に照らし、私の内なるベニス憲章を考える。

建造物修理と史跡整備の横断的な理念形成の模索 （海野聡）

石造物を中心とする文化圏では遺跡となっても、構築物が地上に多く残っており、建ち続ける建造物と失われた遺跡はある程度、シームレスにつながっている。対して、現代日本では両者は建造物と史跡と文化財の枠組みが異なり、建造物に関しては、移築という文化もあり、場所性は過度に重視されない。興福寺のように、被災と再建を繰り返す行為は現代に再建された堂宇に文化財建造物としての意義は見出さないし、記念物としても本質的な価値とは位置付けられない。ただし歴史的に見れば、物質的には失われても、観念的に受け継ぐ行為は紡がれている。式年造替を含む、再建という行為の特質ともかかわってくる課題である。それゆえ、西洋の保存概念の導入以前の手法の報告を通して、日本における現代の建造物修理と史跡整備の理念を超えた寛容な受け継ぐ理念を示したい。

ベニス憲章を通してWGで議論した、あんなこと、こんなこと（3）



東京駅(重文)とその周辺には、近現代建築の保存を考える様々なテーマが見られる。例えば、「東京駅の保存にあたっては余剰容積を周辺の6つのビルに移転した」という説明に、ある学生が質問をした。「本来ならば国が周辺の容積を買って、東京駅と調和のとれた高さで周辺環境を創るべきではないのか？」私たちはベニス憲章第6条のボリュームやマスを、今後どのように解釈し、実践することができるのだろうか。(写真:下間久美子)